

4月23日(月)から開始します！！

「山元町一時預かり・特定保育」利用案内



山元町一時預かり・特定保育は、保護者の育児に伴う負担の軽減や育児援助などのために、山元町こどもセンターにおいて一時的にお子さんをお預かりします。

- ◆対象者 町内在住で保育所等に在籍していない生後6ヶ月から小学校就学前までの乳幼児
※幼稚園に在籍している場合は対象となります。
※病児（感染症含む）または病後児は利用できません。
- ◆場所 山元町こどもセンター（つばめの杜1丁目1-2）
- ◆時間 月曜日～金曜日（祝祭日及び12月29日～1月3日は除く）
【1日利用】 8時30分～17時00分
【半日利用】 8時30分～12時30分、13時～17時
- ◆内容（1）一時預かり
 - ①緊急保育サービス
 - ・保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭等のやむを得ない事由により緊急的に家庭保育が困難となる場合、原則として月12日以内で行う保育。
 - ②私的理由による保育サービス
 - ・保護者の育児疲れの解消その他私的理由により一時的に保育が必要な場合、原則として月3日以内で行う保育。
※学校行事等での理由では利用できません。
- （2）特定保育
 - ・保護者の就労形態等により断続的に家庭保育が困難となる場合、原則として週3日以内で行う保育。
例）週2回のパートの間、児童をみてほしい など

◆料金

	3歳未満の児童	3歳以上の児童
1日利用	1,300円	1,100円
半日利用	650円	550円



- ◆納入方法
- (1) 一時預かりの利用料は、利用日ごとに納付してください。
 - (2) 特定保育の利用料は、翌月初めに納入通知書を配布しますので期日までに町指定の金融機関又は町会計課に納入してください。

◆利用手順 利用にあたっては、登録制になりますので、登録手続完了後に利用申請書を提出してください。

(1) 登録手続きについて

利用申請の前に、「山元町一時預かり・特定保育事業登録申請書」を記入の上、保育所に提出し、その後親子で面接を行います。

※特定保育を利用したい場合は、就労証明書等が別途必要です。

受付時間：月～金 8時30分～18時00分（祝祭日・年末年始を除く）

(2) 利用申請について

登録完了後、下記の期日までに「山元町一時預かり・特定保育事業利用申請書」をつばめの杜保育所に提出してください。

利用区分	提出期限
一時預かり	利用したい前月の初日から利用日前日まで
特定保育	利用したい前月の初日から前月の10日まで

※特定保育については、空きがあれば随時受付けております。

※2回目以降の利用の場合は、(2)の利用申請書の提出のみで利用できます。



- ◆持ち物
- 着替え オムツ おしり拭き 布団 哺乳瓶（飲む回数分）
 - 食事 バスタオル ウェットティッシュ ビニール袋 など
- ※全ての持ち物に名前を記入してください。

※保育所生活に必要なものは各自で用意してください。

- ◆その他
- ・利用の申請に関する書類は、つばめの杜保育所及びこどもセンター、役場保健福祉課に用意してあります。
 - ・利用料を滞納した場合は、以後の利用をお断りする場合があります。
 - ・利用日に変更がある場合には、早めにつばめの杜保育所までご連絡ください。
 - ・不明な点がありましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

つばめの杜保育所 Tel : 0223-36-7271

Fax : 0223-36-8635

